

平成29年度宇部市一般会計補正予算(第3回)

歳入

予算担当課	歳入予算科目	金額	
学校教育課	教育費寄附金	249千円	交通遺児教育資金寄附金によるもの
社会教育課	教育費寄附金	50千円	成人式のための寄附金によるもの
図書館	教育費寄附金	300千円	図書館図書充実費寄附金によるもの

歳出

予算担当課	歳出予算事業名	金額	内 容 等
総務課	小学校運営経費	4,400千円	臨時職員の配置変更(中学校から小学校へ)によるもの
総務課	中学校運営経費	-4,400千円	臨時職員の配置変更(中学校から小学校へ)によるもの
学校教育課	交通遺児教育資金助成経費	249千円	交通遺児教育資金寄附金によるもの
学校教育課	私立幼稚園事業補助経費	1,448千円	H28年度事業費が確定し、過不足分を清算するもの
特別支援教育推進室	サポート教員等配置経費	2,000千円	特別支援教育支援員の減による報酬減及び生活指導員の増による賃金増によるもの
社会教育課	青少年会館管理経費	218千円	青少年会館昇降機の修繕費増によるもの
学校給食課	学校給食施設管理費	2,572千円	給食調理施設及び給食受配施設の修繕費の増によるもの
人権教育課	人権教育総務費	103千円	社会教育主事資格取得講習受講に要する経費の増によるもの
図書館	図書館資料整備充実経費	300千円	図書館図書充実費寄附金によるもの

平成30年4月に小・中学校に入学予定のお子様の保護者のかたへ

就学援助費（入学準備金）の入学前支給についてのお知らせ

就学援助費のうち、

入学準備金を

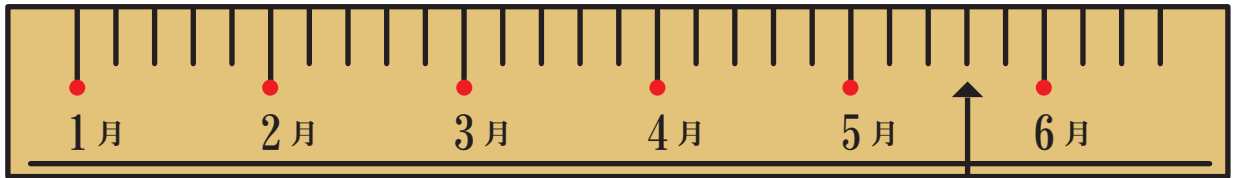
入学前に支給します。



変更前

申請受付
3月～

給付
5月中旬



変更後

申請受付
1/4 ~ 1/31

給付
3月中旬

○従来より約2ヶ月前倒し

宇部市では、経済的な理由で給食費の支払いや学用品等の購入が困難な、公立小・中学校に就学する児童生徒の保護者に対して、就学援助費としてその費用の一部を援助しています。

このたび、平成30年4月に公立小・中学校に入学予定のお子様をお持ちの保護者を対象に、就学援助費の申請受付を平成30年1月に前倒しし、認定となった方には、入学準備金を入学前（3月）に支給します。

入学準備金の入学前支給を受けることができる方

次の①～③のすべてに該当する方

- ① 申請日時時点で宇部市に居住し、平成30年4月以降も宇部市に居住する予定の方
- ② お子様が平成30年4月に公立小・中学校に入学予定の方(私立・総合支援学校等は対象外。)
- ③ 就学援助費の支給の対象となる方

※入学される前に宇部市から転出又は公立小中学校以外の学校へ入学された場合、入学準備金は返金していただくこととなります。

申請の手続きについて

◆申請場所

教育委員会総務課・入学予定又はきょうだいが在学中の宇部市立小中学校の事務室

※ 市役所本庁舎には申請窓口はありません。

※ 申請書は、保護者の方が直接提出ください。郵送での受付は行っていません。

※ 申請書は教育委員会総務課(港町庁舎 1階)、各市立小中学校、宇部市ホームページにあります。

◆受付期間

平成30年1月4日(木)～平成30年1月31日(水)

◆申請に必要なもの

- (1) 認印
- (2) 通帳等、振込する口座番号のわかるもの
- (3) 借家・アパート等にお住まいの場合は家賃金額のわかるもの(正確な金額を把握している場合は不要)
- (4) 同居者全員の平成29年度所得証明書(平成29年1月1日に宇部市に住民票がなかった方のみ)
※平成10年4月1日までに生まれた方は、無収入でも所得証明書が必要です。

※平成29年1月1日時点で宇部市に住民票がある方は、所得証明書は必要ありません。

ただし、所得情報が確認できない場合は、市役所市民税課への申告が必要です。

また、平成30年度から、源泉徴収票や確定申告書の控えは不要となりました。

新入学児童生徒以外に公立小中学校に通われるきょうだいがおられる場合は、あわせて申請を受け付けますので、同時に申請してください。

また、1月中に入学準備金の入学前支給を申請されない場合でも、3月から7月までに平成30年度の就学援助費を申請し、4月から認定となった方には、入学後(5月以降)に新入学学用品費等として支給します。

入学準備金の支給額・支給時期について

・支給予定額

小学校入学予定のお子様:40,600円、中学校入学予定のお子様:47,400円

・支給時期・方法

平成30年3月中旬頃に申請者本人の口座へ振り込みます。

入学準備金の入学前支給を申請して認定となった方は、平成30年度の就学援助費の申請手続きは必要ありません。自動的に平成30年度の就学援助費の支給が認定となります。入学準備金以外の就学援助費は、5月以降に支給します。

就学援助費の認定要件

- ・生活保護法による保護の対象となる方(生活保護費が支給される方は除く)
- ・生活保護に準ずる程度に困窮している方
(同居者全員の平成28年中の所得の合計が、教育委員会で定める基準額の1.3倍未満の方)

認定となる所得の目安について (参考、平成29年10月現在)

下表は平成29年度基準額に基づく4人世帯(父38歳、母35歳、子6歳、子4歳)で、認定となる場合の例です。同じ世帯人数でも、家族の年齢構成により認定となる所得は異なります。

	平成28年 年間総所得	平成28年 年間総収入
借家の場合	3,390,000 円未満	4,920,000 円未満
持家の場合	2,970,000 円未満	4,390,000 円未満

※借家の家賃は40,000円/月で計算しています。家賃の金額によって認定となる所得は変わります。

※年間総所得は給与所得控除により算出しています。

※教育委員会が定める基準額は、特別支援教育就学奨励費の需要額測定に用いる基準額により変更する場合があります。

就学援助費で支給されるもの(5月以降に支給)

種類	援助内容等
学校給食費	現物支給(給食費の実費を教育委員会から直接学校へ支払いますので、給食費の集金はなくなります。)
学用品費	定額(学校で集金される教材費と同額ではありません。)
新入学学用品費等 (入学準備金)	定額(新一年生で4月1日付認定者が対象。入学準備金として前倒して支給された方には重複しての支給はありません。)
通学費	公共交通機関の運賃実費(通学定期券代等。限度額あり) 片道の通学距離が児童で4km以上、生徒で6km以上の場合に対象となります。 ※特認校以外の校区外通学は対象となりません。
修学旅行費	実費(限度額あり。修学旅行に参加した時点での認定者が対象)
校外活動費(宿泊を伴うもの)	交通費・見学料の実費(限度額あり。校外活動(宿泊を伴うもの)に参加した時点での認定者が対象)
医療費	学校の健康診断で学校病(トラコーマ・結膜炎・中耳炎・白癬・疥癬・膿痂疹・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯・寄生虫病)と診断され、学校の治療指示を受けた場合、医療券を配付します。 医療券の対象となる治療費を教育委員会から直接医療機関へ支払います。